

5-⑩ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育を充実する

取組 2 6	特別支援学校のセンター的機能をはじめとした特別支援教育の相談支援の充実
--------	-------------------------------------

【担当所属：特別支援教育室】

1 現状

- (1) 文部科学省の全国調査結果（平成23年度実施）によると小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な支援を必要とする児童生徒の割合は6.5%でした。
- (2) 各幼・小・中・高校には、特別支援教育に関する校内委員会が置かれています。（平成24年度平均設置率は99.5%）、また、特別支援学校や関係機関と校内との調整を行う担当教員を全学校で定めています。（校内コーディネーター）
- (3) 特別支援学校は、在籍する幼児児童生徒の教育だけでなく、幼・小・中・高校等の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の教育に関し必要な助言や援助を行う特別支援教育のセンター的機能を有しており、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが連絡調整の役割を果たしています。
 - ① 特別な支援を必要とする児童生徒の見方、指導方法・評価への助言
 - ② 諸検査や実態把握の工夫
 - ③ 教育課程編成や授業づくりのための助言・援助
 - ④ 校内研修の講師や校内体制整備の助言
 - ⑤ 教育・保健・福祉等の関係機関との連携 など
- (4) 県立特別支援学校のコーディネーターによる相談件数は4,632件（平成24年度）となっています。
- (5) 相談機能の充実のために、県立特別支援学校のコーディネーターとは別に各教育事務所に専門相談員を配置しています。専門相談員の相談件数は3,714件（平成24年度）となっています。
- (6) コーディネーターや専門相談員の相談内容は、特別な支援が必要な幼児児童生徒のニーズや行動の理解の仕方、授業におけるわかりやすい指示や教材の工夫、保護者との連携の仕方、校内支援体制の整備等、多岐にわたっており、必要に応じて児童相談所、発達障害者支援センター等と連携して相談支援を行っています。
- (7) 高校に対して県立高等特別支援学校が中心になって相談支援を行っています。また高等学校特別支援教育支援員を高校1校に1名配置し、生徒への効果的な支援の在り方を研究しています。（H24、25）
- (8) 特別支援学校の未設置地域への設置を進めており、センター的機能の発揮により、地域の相談支援の充実を図っています。
 - ・ H 2 5 みやま養護学校富岡分校
 - ・ H 2 6 みやま養護学校藤岡分校
 - ・ H 2 7 (予定) 榛名養護学校吾妻分校(仮称)

2 課題

- (1) 各特別支援学校のセンター的機能の充実等により、幼・小・中・高校の特別支援教育に関する校内体制を一層充実すること
- (2) 教育以外も含めた関係機関が有する専門性や特徴を生かす連携・協力体制を一層充実すること
- (3) 特別支援教育を必要とする子どもをより早期に救いあげるシステムを整えること

3 取組の方向

- (1) 特別支援学校のセンター的機能を充実させて、保育所、幼稚園、各学校が相談しやすく、支援を受けやすい状況を作ります。
- (2) 各学校等の特別支援教育に関する校内委員会の充実を図ります。
- (3) 各学校における特別な支援を必要とする生徒への指導の充実を図ります。特に、高校における指導の充実を図ります。
- (4) 教育、福祉、保健・医療等の各部局間の連携を図り、相談支援ファイルを活用して早期からの相談支援体制を充実させます。【取組25再掲】

4 主な取組内容

- (1) 中部、西部、北部、東部の4つのエリアで特別支援学校の専門アドバイザー（※1）が中心になってネットワークを作り、地域ごとに相談しやすく支援を受けやすい状況を作ります。
- (2) 校内委員会等の設置及び活性化について、小学校又は中学校のモデル校を指定して実践の成果を周知します。
- (3) 特別支援学校のセンター的機能を活用し、各学校における個別の教育支援計画の作成・活用を充実させ、特別な支援の必要な幼児児童生徒への教員の指導力の向上を図ります。また、特に高校において、個別の指導計画に合わせて、特別な支援を必要とする生徒に対する授業や進路指導の充実を図ります。
- (4) 相談支援ファイルの活用について周知し、関係機関と連携して、早期からの相談支援体制を充実させます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの特別支援学校への相談件数	4,632件(H24)	6,000件
(2) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校からの教育事務所専門相談員への相談件数	3,714件(H24)	4,000件

※1 専門アドバイザー：平成25年度まで「特別支援教育コーディネーター」と称していましたが、各学校の教職員を充てている校内コーディネーターとの混同を避けるため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、平成26年度から「専門アドバイザー」に名称を改めました（「1 現状」参照）。

《コラム》

特別支援教育の理念

国では「特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための、適切な指導及び支援を行うもの」としています。これを踏まえ、本県では、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上、行動上に困難を抱えるすべての幼児児童生徒を対象に、県内のすべての学校で、一人ひとりの多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を行うこととしてとらえ、障害のある子ども等への教育にとどまらず、すべての子どもの教育の充実につながることを理念としています。